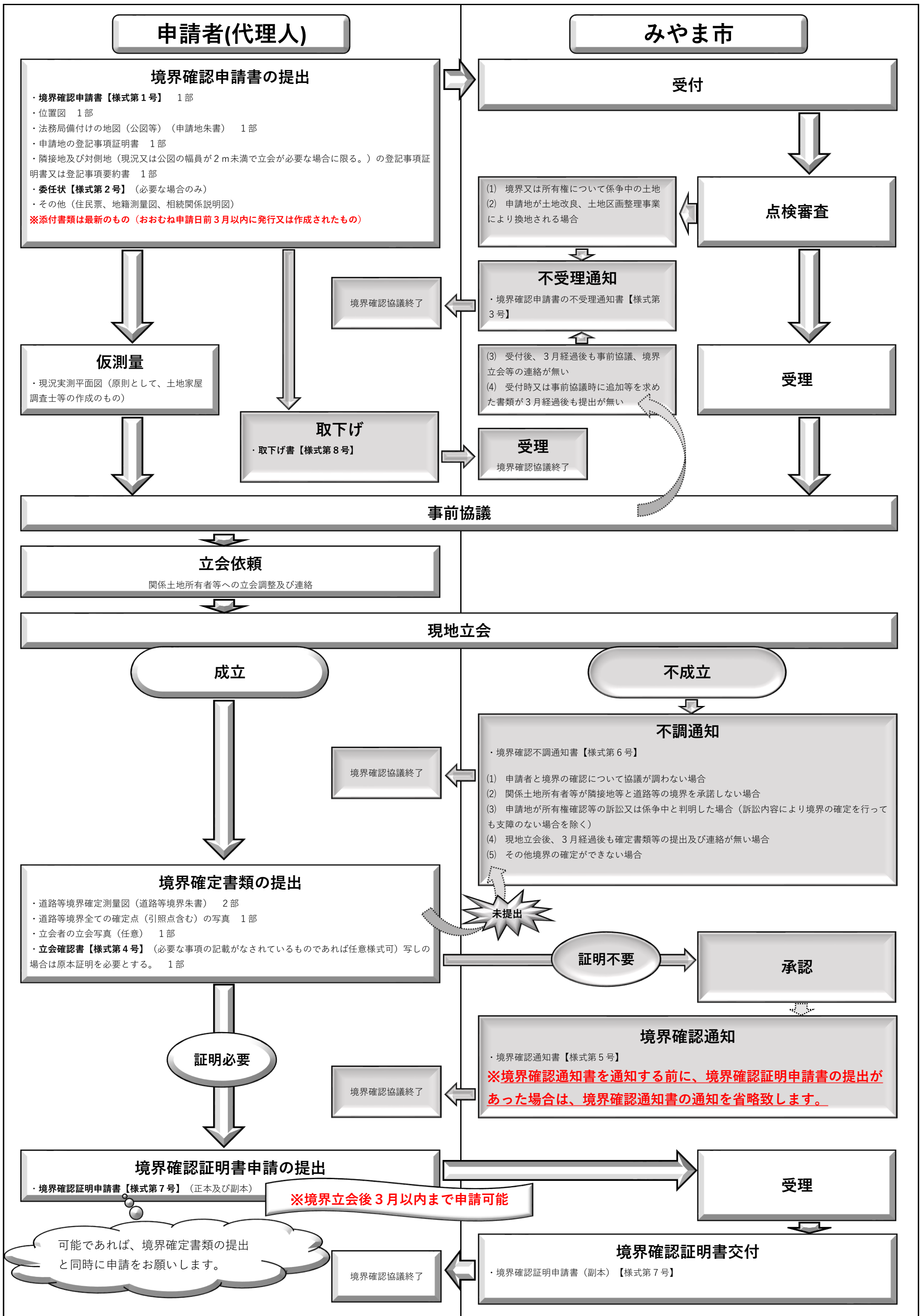




1. 境界確認協議申請

・申請書類一覧

- ① 境界確認申請書【様式第1号】 1部（注1
- ② 位置図 1部
- ③ 法務局備付けの地図（公図等）（申請地朱書） 1部（注2、注3
- ④ 申請地の登記事項証明書 1部 （注3
- ⑤ 隣接地及び対側地の登記事項証明書 1部（注3、注4
- ⑥ 委任状【様式第2号】（必要な場合のみ）
- ⑦ 地積測量図等（参考となる資料がある場合）
- ⑧ 現況実測平面図（原則として、土地家屋調査士等の作成のもの。）

注1 申請者については、別表1を参照のこと。

注2 公図について、転写したものを添付する場合は、法務局名、縮尺、方位、転写年月日、転写者の職・氏名を記入し押印（職印）のこと。また、隣接地及び対側地が別の公図となる場合は、その公図も添付すること。

注3 写しについては、原本証明をすること。電子申請により取得したものについては、原本証明は不要とする。

注4 登記事項証明書に代わって登記事項要約書又は土地所有者一覧表でも可。土地所有者一覧表の場合は、調査年月日、調査者の職・氏名を記入し押印（職印）のこと。

※申請者が相続人の場合においては、相続関係説明図（作成者の職氏名印を要する。）

※登記簿上の住所と現住所が異なっている場合は、そのつながりが確認できる書類（住民票、戸籍の附票等）を添付すること。写しの場合は、原本証明のこと。

2. 立会及び同意

- ・申請者において、市と協議のうえ立会の日程調整をする。
- ・立会が必要な関係土地所有者等は
- 1）申請地及び申請地に隣接する土地所有者
- 2）幅員が2 m未満の場合は、対側地所有者（別表2を参照）
- 3）利害関係者及び参考人（地元区長及び水利委員）（別表2を参照）
- ・関係土地所有者等の同意があった場合は

- 1）立会者の立会写真撮影（任意）
- 2）立会確認書に同意の署名又は記名押印（別表3を参照）
- 3）境界標の設置及び道路等境界全ての確定点（引照点含む）の写真撮影（官民境界標については支給）
- ※立会日に来られない方については、同様に立会をしてもらい、立会写真及び同意の署名又は記名押印をもらうこと。
- ※別表3の他、代筆をされる場合は、代筆者の氏名及び所有者との関係を記載。
- ※申請日から立会までに 6 月以上経過した場合は、公図、登記事項証明書、登記事項要約書又は土地所有者一覧表等を再提出すること。

3. 境界確定書類

- ・確定書類一覧
- ① 道路等境界確定測量図（道路等境界朱書） 2部
- ② 道路等境界全ての確定点（引照点含む）の写真 1部
- ③ 立会者の立会写真（任意） 1部
- ④ 立会確認書【様式第4号】（写しの場合は原本証明を必要とする。） 1部
- ⑤ 境界確認証明申請書（証明が必要な場合） 正本及び副本 各1部

※境界確認証明申請書【様式第7号】の交付申請（境界を確認したことの証明）は、原則、境界立会後の3月以内とする。なお、境界立会後の3月以降については、境界明示証明願【様式第9号】での交付申請（境界が確定していることを証明）とする。

別表1 申請者（みやま市道路等境界確認協議事務取扱要綱第5条）

申請地所有者	申請者	必要書類等
①個人	所有者	・委任状（委任する場合）
②法人	代表者	・委任状（委任する場合）
③共有	原則、共有者全員	・委任状（委任する場合） ・誓約書（必要な場合）
④死亡	原則、相続人全員	・相続人が特定できるもの 遺産分割協議書、相続関係説明図 ・委任状（委任する場合） ・誓約書（必要な場合）
⑤その他	要綱第5条参照	

別表3 立会及び同意の署名又は記名押印

同意者	立会者	必要書類
申請者（個人）	所有者	
	親族・代理人・管理人	・委任状
申請者（法人）	代表者	
	会社関係人・代理人	・委任状
隣接者・対側者（個人）	所有者・親族	
	代理人・管理人	・委任状
隣接者・対側者（法人）	代表者・会社関係人	
	代理人・管理人	・委任状
隣接者（公共施設管理者）	管理者（担当者）	

別表2 立会が必要な対側地の所有者及び利害関係者

地区種別（縮尺）	主な区域	対側地の所有者（道路幅員2.0m・水路幅員1.0m未満）	利害関係者（区長・水利委員）
国土調査・数値地区（1/500）	瀬高・山川	不要	不要
土地改良・数値地区（1/500）	瀬高・山川・高田	不要	不要
国土調査・図解地区（1/500）	山川	必要（※の場合は不要）	必要（※の場合は不要）
旧土地改良（1/1000）	高田	必要（※の場合は不要）	必要（※の場合は不要）

※構造物有りで、境界標が既存の場合

※復元可能な測量図が備付けられている場合